租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令の一部を改正する政令(令和五年政令第百五十号) 新旧対照

Œ

後

租税特別措置に含まれない規定

| E Air Ao。| | う。) 第二条第一項第一号に規定する政令で定める規定は、次に掲げる規・う。) 第二条第一項第一号に規定する政令で定める規定は、次に掲げる規**第一条** 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律(以下「法」とい

二~四省略

規定 規置法第八十六条の四から第八十六条の六まで及び第八十八条の六の

七 省 略

(適用額明細書の提出義務の対象となる法人税関係特別措置)

1.50。 お第三条第一項に規定する政令で定める規定は、次に掲げる規定と第二条 法第三条第一項に規定する政令で定める規定は、次に掲げる規定と

分九 省 略

第六十七条の三まで、第六十七条の四(第十一項を除く。)、第六十七三(第五項から第十一項まで及び第十五項を除く。)、第六十七条から十一の三(第三項を除く。)、第六十六条の十一の四、第六十六条の十一の三まで、第六十六条の- 措置法第六十六条の十から第六十六条の十一の二まで、第六十六条の

(租税特別措置に含まれない規定)

改

正

前

第一条 同 上

二~四同,

五 措置法第八十六条の四、第八十六条の五及び第八十八条の六の規定

六・七 同 上

(適用額明細書の提出義務の対象となる法人税関係特別措置)

第二条 同 上

一~九 同 上

。)、第六十七条から第六十七条の三まで、第六十七条の四(第十一項一の五、第六十六条の十三(第五項から第十項まで及び第十四項を除く十一の三(第三項を除く。)、第六十六条の十一の四、第六十六条の十十 措置法第六十六条の十から第六十六条の十一の二まで、第六十六条の

三の三第一項の規定第六十七条の十五第一項、第六十七条の三の二第一項及び第六十八条の条の五、第六十七条の六、第六十七条の七、第六十七条の十四第一項、

十一 省 略

附則

(施行期日)

- 次項の規定 令和六年四月一日
- 十一条の十九」を加える部分に限る。)(令和七年一月一日) 第一条第一号の改正規定(「第四十一条の十五の二」の下に「、第四
- 十一条の十九」を加える部分を除く。)(令和九年一月一日)第一条第一号の改正規定(「第四十一条の十五の二」の下に「、第四

(経過措置)

- 2 法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第八号に規定する規定に含まれないものとする。)の令和六年四月一日以後に終了する事業年度において次の各号に掲げる規定の適用がある場合における当該事業年度において次の各号に掲げる規定の適用がある場合における当該事業年度に一大条の規定にかかわらず、当該各号に掲げる規定の適用がある場合における当該事業年度に一大条の規定にかかわらず、当該各号に掲げる規定は、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第三条第一項に規定する政令で定める規定に含まれないものとする。
- 条の八第七項又は第八項の規定(昭和三十二年法律第二十六号。以下「旧措置法」という。)第六十五される場合における改正法第十条の規定による改正前の租税特別措置法一。改正法附則第四十六条第一項の規定によりなお従前の例によることと
- 場合における旧措置法第六十六条の十一の四の規定二、改正法附則第四十九条の規定によりなお従前の例によることとされる

一項及び第六十八条の三の三第一項の規定十七条の十四第一項、第六十七条の十五第一項、第六十八条の三の二第を除く。)、第六十七条の五、第六十七条の六、第六十七条の七、第六

十一同上